

立石洋子著

『国民統合と歴史学』

— スターリン期ソ連における『国民史』論争 —

(学術出版会・2011年11月刊・A5判・)
344頁・本体価格4,800円

松戸清裕

本書は、スターリン期のソ連において「国民史（多民族国家ソ連の全民族の歴史を統合した、全国民に共有されるべき歴史）」の創出が試みられた経緯を検討したものである。1917年の十月革命からスターリン期にかけてソヴェト政権による革命前の歴史の評価が二転三転したこと、特に独ソ戦期には愛国主義的な歴史が強調されたことはよく知られており、内外に研究があるが、本書の特色は、革命によって生まれた多民族国家の国民統合という観点から「国民史」創出に向けた政権の方針と歴史家の論争の双方を検討している点にある。本書で詳細に検討されている歴史家の論争は多くの論点にわたって到底紹介し切れないため、国民統合のために政権は歴史・歴史家に何を求め、歴史家は政権の方針にいかに対応したのかという点についての大筋のみを紹介する。

十月革命後マルクス主義に基づく歴史叙述が求められ、マルクス主義歴史家の育成も始められたが、1920年代までは歴史家の育成にも初等中等学校の歴史教育にも帝政以来の「ブルジョア歴史家」の知識と経験が必要とされたため「ブルジョア歴史家」とマルクス主義歴史家が共存しており、歴史観は多様であり得た。「ブルジョア歴史家」は1920年代末から1930年代初頭に一度は排除されたが、やがてドイツのナチ政権がスラヴ人に対する優越の主張などに歴史教育を利用し始めたため、これに対抗すべくソ連の政権は革命前の歴史や過去の君主を肯定的に評価する方向で歴史教育改革に着手した。これは「ブルジョア歴史家」の復権と愛国主義の強化につながったが、帝政期のロシア中心主義的な歴史叙述に回帰したわけではなかった。プロレタリア国際主義と結びついたソヴェト愛国主義が主張され、多民族国家ソ連の全民族をソ連国民として統合するための「国民史」の創出が目指されたのである。

ドイツとの戦争の脅威が高まった1930年代末には、ソ連国内の諸民族の友好と外敵からの祖国防衛を描

く歴史叙述が求められ、ロシアによるウクライナとグルジアの支配を他国に支配された場合と較べて「より小さな悪」と描くことが定着した。ソ連が西ウクライナを併合したのは、ウクライナの支配は「善」と位置づけられさえした。独ソ戦が始まるとソ連の政権は愛国主義的な歴史を国民の戦意高揚に利用しようとし、ロシアの過去を称揚してロシア人の愛国感情を育成する一方で、非ロシア民族の歴史も称えるよう求めた。歴史家はこの課題に積極的に取り組み、非ロシア民族の対ロシア反乱を「民族解放闘争」として肯定的に描くようになったが、独ソ戦末期には、対独協力を理由とした北カフカス諸民族の強制移住を契機として、非ロシア民族の対ロシア反乱は否定的に評価されるべきものとなった。

戦後、政権内にはロシアによる支配を「より小さな悪」とする定式をウクライナとグルジア以外にも適用する動きが見られたが、歴史家が追隨する動きは鈍かった。他方で歴史家の間では、カザフ人の対ロシア反乱を率いたケネサルの評価などをめぐる論争が起こったが、政権が明確な公式見解を示すことはなかった。しかし1947年頃には国際的な緊張の高まりとともに政権はソヴェト愛国主義を一層強調するようになり、「より小さな悪」の定式をカザフスタンや北カフカスへも適用し始めた。特に民族強制移住がおこなわれた北カフカスの併合は「絶対的な善」とされるに至った。論争が続いていたケネサルの評価などについても1950年に政権の公式見解が示され、以後歴史家がこれに反する見解を表明することは事実上不可能となった。公式見解に反すると判断された歴史家は批判され、解雇されたからである（反ソヴェト的活動のかどで逮捕された歴史家さえいた）。しかしこの状況は1953年3月にスターリンが死ぬまでの極めて特殊なものだった。

以上、政権の方針と歴史家の対応を大胆に要約してみたが、本書では、連邦全体に共通の教科書の作成、ロシア史と非ロシア民族の歴史を事実上公的に定める作業、歴史家養成と歴史教育のための制度・組織作りなどの詳細な検討を通じてこうした流れが描き出されており、ソ連の史学史・歴史教育史研究における重要な成果である。そして、本書の意義はこれにとどまるものではない。本書ではたとえば、1930年代後半の「大テロ」ののちでさえなお「ブルジョア歴史家」が学界では大きな影響力を持っており、帝政を肯定的に評価する記述や発言を繰り返していたという事実、独ソ戦後のイデオロギー的引

き締め新时期でさえ1950年までは学問的な異論を表明する余地はかなり大きかったという事実が具体的に描かれており、スターリン体制下のソ連社会の真相に関する研究としても大きな意義がある。こうした本書の意義を確認した上で、気になったことを3点述べてみたい。

①1930年代半ばに「ソヴェト国民」の形成と統合が重要な政治課題となり、この課題を達成するために「国民史」の創出が求められたというのが著者の中心的な主張の一つであり、この主張自体は首肯することができる。しかし、「国民史」は国民統合の強力な手段たり得たろうが、唯一の手段ではなかったのではないか。ソ連の労働者については、1920年代末からの突撃労働と社会主義的競争、1930年代後半のスタハーノフ運動への参加を通じて社会主義建設に参加しているとの意識を持ち、ボリシェヴィキのイデオロギーに即した言葉遣いと労働に対する態度を身につけ、「ソヴェト労働者階級」としての社会的アイデンティティを持つようになった、これは彼らの統合に資したとの指摘があるように、国家・体制への統合の手段は複合的・重層的に用いられていたのではないだろうか。

②独ソ戦開始に伴い、非ロシア民族の戦意高揚のため彼らの「民族解放闘争の歴史」を描くよう政権が求めたことについて著者は、「党・政府指導部がソ連の分解を現実性を帯びた問題と捉えたとしても不自然ではない」、非ロシア民族史を軽視すればドイツの宣伝に敗北し、それが軍事的敗北を招く可能性も大いに存在していたため、非ロシア民族の歴史を称えるしかなかったと述べている(216-217頁)。しかし、非ロシア民族の「解放闘争」の相手はロシアだったのだから、高揚した非ロシア民族の戦意がドイツではなくロシアに向けられるおそれもあったのではないか。現にドイツは北カフカスで「シャミーリ〔対ロシア反乱の指導者〕を思い出せ」と宣伝してロシアとの戦いに立ち上がらせようとし、実際対独協力者が現れたことからソ連の政権がその後民族強制移住に踏み切る事態が生じていた。非ロシア民族の「解放闘争」を称賛することの危険性を政権は意識していなかったのだろうか。それとも意識した上で、ロシアの歴史だけを称賛するわけにもいかないという状況故にやむにやまれぬ選択をしたのだろうか。

③国民統合は基本的に政権にとっての課題である。歴史学とは「現代政治と強固に結びつく最も政治的

な学問」との初期の代表的なマルクス主義歴史家の主張が紹介されているが(38頁)、すべての歴史家のあらゆる主張が政治的で国民統合を意識したものであるわけではないだろう。たとえば代表的「ブルジョア歴史家」タルレの言動が政治的なものであるかのように描かれているが(141-142、189-191頁など)、1936年の著作では否定的だったナポレオン戦争に関する評価が1938年の著作では「祖国を守る正義の戦争」と全面的な肯定へと変化したことについては(141頁)、ドイツとの戦争の脅威が高まるなか国民統合を意識して評価を変えたというよりは、1936年には抑制されていたタルレ本来のロシア中心主義的な主張が前面に出たと見ることもできるのではないか。その場合も1936年の評価は政権の方針や状況に強いられたものであり、1938年には政権が方針を転換したため自説を主張することができたということになるが、それでも1938年の評価は政治的なものではない可能性はあるだろう。また、独ソ戦後に政権が「より小さな悪」の定式の適用対象を拡大していったが、戦前から同様の主張をしていた歴史家がいたことも指摘されている(167-168頁)。この歴史家の主張は、学問的な主張だったのか、それとも政治的な主張だったのか判然としない。歴史家の主張や論争を丹念に跡づけているのが本書の長所の一つだが、史料に基づく学問的な主張なのか、政治的な主張なのか、それとも人間関係や学派の対立から出てきた主張なのかといった点での慎重な腑分けが必要ではないか。

とはいえこれは極めて困難な課題である。また著者はこの点を意識していないわけではなく、先行研究が学派や世代の違いに基づく歴史家の対立を指摘していることに言及した上で、体制派か反体制派か、マルクス主義歴史家か否かといった単純な図式で捉えられない歴史家の「複雑な多面性」に注目する必要性を指摘しており(27、54-55頁)、ある論争に関しては、主張の対立する歴史家について、マルクス主義者か否か、ロシア人か否かといった分類も試みている(207-209頁)ことを付言しておく。

以上、気になったことを3点述べたが、これらは先に確認した本書の意義を損なうものではない。それに加えて、歴史研究に政治が介入し、歴史家がそれに呼応した極端な事例を描き出していること、国民統合のための「国民史」創出が直面した難題(過去の否定から国民意識を形成することの困難、革命により成立した政権が過去を肯定することの矛盾な

ど)は確かに「戦後日本の歴史学・歴史教育の抱えた問題とも相通じるものがある」(295頁)と言えることから、本書は、研究する時代と地域を問わず多くの歴史研究者と歴史教育者に読まれるに値するだろう。

(北海学園大学教授)

島田顕著

『ソ連・コミンテルンとスペイン内戦
—モスクワを中心にしたソ連とコミンテルンの
スペイン内戦介入政策の全体像』

(れんが書房新社・2011年10月刊・B6判・
366頁・本体価格2,800円)

富田 武

「コミンテルン(共産主義インターナショナル、1919-1943年、本部モスクワ)とスペイン内戦」をテーマとした邦語文献としては、評者が訳者だったE. H. カー『コミンテルンとスペイン内戦』(岩波書店、1985年)と評者自身の著作『スターリニズムの統治構造』(岩波書店、1996年)第4章第2節「スペイン人民連帯運動」(及び第1章中のソ連外交に関する叙述)がある。本書が両著作を参考にし(後者の第2章「政策決定の構造」も)、部分的には批判を加えてもいるので、書評もこれを出発点とすることは許されよう。

評者はカー著の「訳者あとがき」で、コミンテルンないしソ連外交とスペイン内戦とのかかわりで、解明不十分の問題を三つ挙げ、若干の解説を加えた。その問題とは、(1)ソ連が不干渉委員会に参加しつつ、共和国政府に軍事援助をおこなう二重方針をとった動機は何か、とくに武器供給はいつ、どんな状況で決定されたか。(2)1937年夏にはソ連の不干渉委員会への態度が変わり始めたのだが、それは何故か。(3)コミンテルンおよびソ連政府顧問団は、スペインの内政、とくに軍部、秘密警察にどの程度の影響力を行使したのか、である。

著者は1990年代後半から2000年代前半にかけてロシアの公文書館、なかでもロシア国立社会政治史公文書館(RGASPI)に通い続け、コミンテルンとそのスペイン内戦介入にかかわる文書を大量に読み込み、併せて同時期のロシア人の研究成果を吸収しながら博士論文、ついで本書を執筆した。そこで、本

書が上記の問題をいかに解決しているかの検討から始めたい。

新たな史料と知見

(1)について。1936年7月18日にスペインで人民戦線政府に対する反乱が起ると、最初に反応したのはコミンテルン執行委員会(IKKI)書記局であり(23日)、26ないし28日には早くも義勇兵派遣を検討している。9月16-19日にはIKKI幹部会、書記局の会議が連続的に開かれ、スペイン共産党に対する方針、第二インター対策、独伊側による武器・物資供給を阻止する運動、スペイン人民への援助などを決定した(149-158、178-213頁)。他方ソ連指導部は、内戦勃発後スペイン政府の度重なる武器売却の要請を拒絶し、フランス(相互援助条約の相手国)政府提案の不干渉委員会に同調して、これに参加した(初会合は9月9日)。もっとも、ソ連指導部が何もしなかったわけではなく、義捐金募集=スペインの児童、母親に対する食糧援助の一大キャンペーンを組織し、石油の売却を決定している(138-143頁)。

ソ連指導部がようやく軍事援助に踏み切ったのは9月29日の共産党政治局会議で、赤軍諜報総局の指揮下「X作戦」の名で秘密裏に実施することを決定した。著者は、これをルイバルキンの著作から紹介するとともに、RGASPIのスターリン個人フォンドにある10月14日付ヴォロシーロフ(国防人民委員)のスターリンあて報告で補足している。後者はルイバルキンも用いていない文書で、10月4日第1船コムベチア号がライフル銃、機関銃、榴弾砲などをカルタヘナ(スペイン地中海岸)に揚陸したことを明らかにしている。10月上旬から中旬にかけて不干渉委員会でソ連代表は、ポルトガルの港湾が反乱軍に対する軍事援助の中継地点になっていることを不干渉協定違反として激しく非難し、ソ連はもはや「協定の義務に拘束されない」と主張していたが、それはブラフではなく、実際に武器輸送を開始していたのである(224-225、235-239頁)。

評者流にまとめると、IKKIが反乱にいち早く反応したのは、スペイン政府を防衛し、反ファシズム人民戦線運動を擁護することが彼らの第一義的な任務だったからで、ソ連指導部が当初援助に慎重だったのは、フランス人民戦線政府が呼びかけ、自らも参加して発足した不干渉委員会の動向を見極める必要があり、軍事援助が独伊との戦争を引き起こさない方法を模索していたからに他ならない。9月下旬